

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

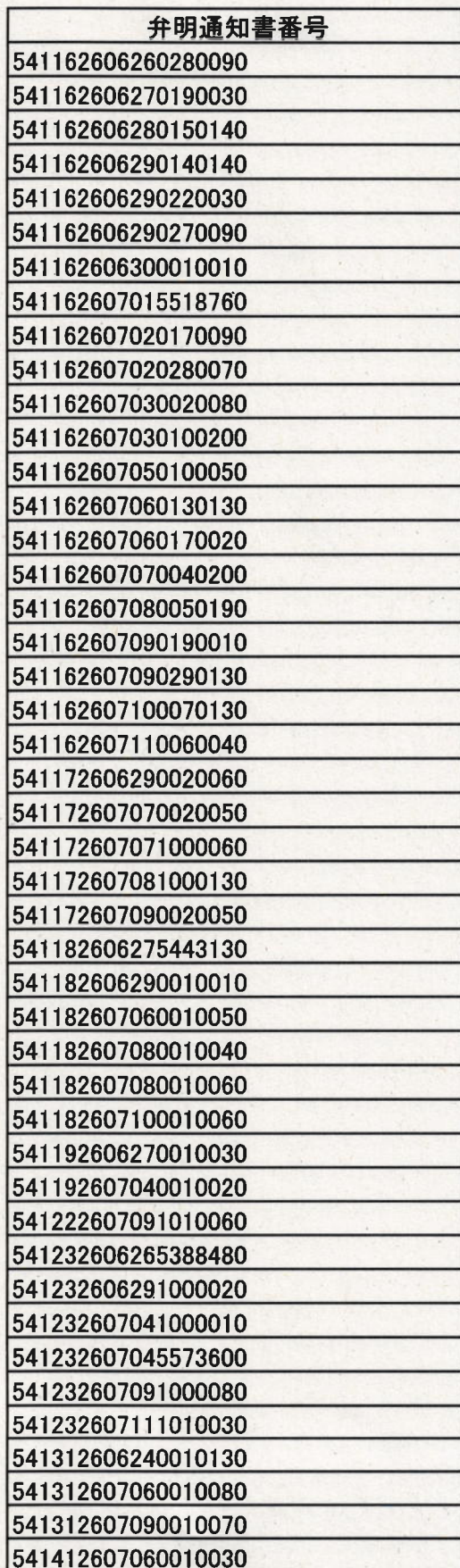
令和 8 年 8 月 12 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012606180050070
541012606290010040
541012607030030010
541012607060030090
541012607070030030
541012607070030050
541012607100030050
541022606241010030
541022606261010070
541032606151010090
541032606205552210
541032606275454430
541032606291000040
541032607061000050
541032607071000040
541042605190020010
541042605270010060
541042606125548380
541042606150010110
541042606160010060
541042606230010010
541042607020010070
541042607020020030
541042607070010070
541042607070020020

弁明通知書番号
541042607075481720
541042607080020100
541052606230070070
541052606251000080
541052606261000030
541052606295398250
541052607040070140
541052607055551460
541052607080070010
541052607080070090
541162605140170010
541162605240160090
541162605250120120
541162606090150010
541162606140150120
541162606140170020
541162606180140170
541162606195517920
541162606200070060
541162606240040040
541162606250080160
541162606250150090
541162606250160020
541162606260090030
541162606260170050

[illegible]

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。